

社会福祉法人さくらがおか

役員等報酬、退職慰労金及び費用弁償規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人さくらがおか（以下「当法人」という）の理事、監事及び評議員（以下「役員等」という。）の報酬、退職慰労金及び費用弁償について定めるものとする。

(評議員)

第2条 評議員の報酬は、評議員会への出席1回につき、次の報酬を支払う。

(1) 乙欄所得税額控除後の手取額10,000円

(常勤理事)

第3条 常勤理事の報酬は、評議員会が役職に応じた1人当たりの上限額を定めた上で、理事会にて各理事の具体的な報酬金額を決定する。

2 前項の決定においては、民間事業者の役員の報酬等及び従業員の給与、当法人の経理の状況その他の事情を考慮して不当に高額なものとならないよう十分留意する。

3 職員から選出された理事（兼務職員）については、理事の報酬は支払わない。

(非常勤理事)

第4条 非常勤理事の報酬は、理事会等会議への出席1回につき、次の報酬を支払う。

(1) 乙欄所得税額控除後の手取額10,000円

2 職員から選出された理事（兼務職員）については、理事の報酬は支払わない。

(監事)

第5条 監事の報酬は、理事会等会議への出席1回につき、次の報酬を支払う。

(1) 乙欄所得税額控除後の手取額10,000円

2 前項の理事会等会議への出席の他、監事監査への出席1回につき、次の報酬を支払う。

(2) 乙欄所得税額控除後の手取額30,000円

(退職慰労金)

第6条 理事長が理事長職を退任する場合は、理事長の在任期間や在任中の功績に応じた役員退職慰労金を支給するものとする。

2 退職慰労金の金額については、法人の財政状況を十分加味した上で400,000円×理事長在任年数(1年未満の端数は6か月以上は切上げ、6か月未満は切捨てる)×功績倍率(3倍を上限とする)により算定した額とする。

3 退職慰労金支給にあたっては、退職届の受理をもって、理事会及び評議員会の承認を得なければならないものとし、承認後速やかに支給するものとする。

(費用弁償)

第7条 役員等が理事長の依頼により出張や第2条から前条までの法人業務以外の個別業務に携わった場合、支出した交通費、通信費、消耗品費、雑費等の諸経費については、その用途を明確にした領収証等を持って実費を支給する。

(支給の方法)

第8条 役員等報酬及び費用弁償の支給の方法は、次のとおりとする。

(1) 常勤理事については、毎月一定の日に銀行振込みにより支給する。

(2) 常勤理事以外の役員等については、出席の都度、現金で支給する。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

附 則

1 この規程は、平成29年4月1日より施行する。

2 この規程は令和7年3月21日の理事会及び3月28日の評議委員会の承認を得て、一部を改訂し、令和6年4月1日より適用する。